広島市告示(東区)第81号
令 和 8 年 10 月 14 日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように廃止したので、建築基準法施行規則第10条に基づき公告します。

この関係図書は、広島市東区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長　松 井　一 實

1	廃止する道路の指定番号	第 4 号
2	廃止する道路の指定の年月日	平成7年10月3日
3	道路の位置	広島市東区福田四丁目の1966番1の一部、1967番1の一部、1967番3の一部、1967番22の一部、1967番27の一部及び1967番1地先里道
4	道路の延長及び幅員	
	延長	28.8 メートル
	幅員	4.1 メートル